

## 卸電力市場価格の急激な高騰を踏まえた特別措置について

2021年3月20日  
北陸電力送配電株式会社

当社は、昨日（3月19日）、「託送供給等約款以外の供給条件」および「再生可能エネルギー電気卸供給約款以外の供給条件」について、経済産業大臣の認可および承認を受けましたので、お知らせいたします。

当社は、資源エネルギー庁から、この冬の寒さと天候不順等による電力需給のひっ迫に起因する卸電力市場価格の急激な高騰を踏まえ、小売電気事業者が接続供給に係るインバランス料金<sup>※1</sup>および再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金<sup>※2</sup>を最大5か月間（后者は4か月間）にわたり均等に分割して支払うことが可能となる手続きを実施するよう要請を受け、特別措置を講じております。（2021年2月12日お知らせ済み）

このたび、資源エネルギー庁から、更なる追加対応として、本料金を最大9か月間にわたり均等に分割して支払うことが可能となる手続きを実施するよう、3月18日に要請を受けました。

当社は、本要請を踏まえ、昨日（3月19日）、「託送供給等約款以外の供給条件」および「再生可能エネルギー電気卸供給約款以外の供給条件」を経済産業大臣に申請し、認可・承認を受けましたのでお知らせいたします。

認可および承認を受けた特別措置の概要は以下のとおりです。

- ・インバランス料金の分割支払（最大9か月間）を設定
- ・再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金の延長および分割支払（最大9か月間）を設定

以上

- ※1 小売電気事業者等が電力広域的運営推進機関へ提出した日々の需要計画等に対する要実績等の差分をインバランスといいます。需給の一致を図る観点から、インバランスについては、一般送配電事業者が補給等を行っており、当該補給等に係る精算にインバランス料金単価を用いています。インバランス料金単価は、卸電力取引価格と連動しています。
- ※2 一般送配電事業者が買い取った再生可能エネルギー電気は、卸電力取引市場を経由して小売電気事業者へ引き渡すほか、希望する小売電気事業者等に対して卸供給を行っており、この卸供給を再生可能エネルギー電気卸供給といいます。再生可能エネルギー電気卸供給に係る精算額を「再生可能エネルギー電気卸供給料金」といいその精算方法については「再生可能エネルギー電気卸供給約款」で定められています。

別紙1：特別措置の概要

インバランス料金の分割支払（最大9か月間）を設定

別紙2：特別措置の概要

再生可能エネルギー電気卸供給料金の延長および分割支払（最大9か月間）を設定

## 特別措置の概要

## インバランス料金の分割支払（最大9か月間）を設定

（下線部：前回（2021年2月12日）お知らせからの変更点）

## 1. 概要

2021年1月分のインバランス料金※を最大9か月間にわたり、均等に分割して支払うことを可能といたします。（4月上旬以降に分割支払いに応じた支払期日を順次設定）

※ 3月上旬に当社が小売電気事業者に請求する不足インバランス料金および給電指令時補給電力料金の合計から、当社が小売電気事業者にお支払いする余剰インバランス料金を差し引いた料金

## 2. 適用対象料金

2021年1月1日から1月31日までのインバランス料金

## 3. 適用対象の事業者

以下の（1）から（3）の要件をすべて満たしている小売電気事業者

- （1）今般の卸電力市場価格の急激な高騰に伴い、市場連動型の電力料金メニューを提供している場合は、需要家に対し、支払い分割や猶予等の負担を軽減する措置を講じていることおよび新型コロナウイルス感染症の影響を受ける需要家の求めに応じて、支払猶予等の措置を講じており、その内容をホームページや料金明細書等で周知していること。
- （2）以下のいずれにも当てはまるものでないこと
  - ・ 本年1月を含まない直近2会計年度のいずれの収支においても赤字を計上していること
  - ・ 本年1月を含まない直近の収支において売上・営業利益・純利益額のいずれもが、前期および前々期に比して悪化していること
- （3）分割支払い措置が講じられている期間において、卸電力市場における売買取引以外の方法により一定の電力を調達する契約を締結していること

## 4. 特別措置のお申込み方法

2021年3月25日までに当社のネットワークサービスセンターまで所定の様式によりお申込みください。お申込みをいただいた後、当社は資源エネルギー庁と協議のうえ審査を行い、審査結果を通知いたします。なお、本特別措置の適用が認められた小売電気事業者の名称については、当社から資源エネルギー庁に情報を提供し、資源エネルギー庁において公表することといたします。

## 小売電気事業者さまからのお問い合わせ先

北陸電力送配電株式会社 ネットワークサービスセンター 高圧託送契約課

メールアドレス nsc-kou01@nw.rikuden.co.jp

ナビダイヤル 0570-051081 ナビ（2番）

受付時間 9時～12時、13時～17時（土曜、日曜、祝日は除く）

## 特別措置の概要

再生可能エネルギー電気卸供給料金の延長および分割支払（最大9か月間）を設定

（下線部：前回（2021年2月12日）お知らせからの変更点）

## 1. 概要

2021年2月15日までに資源エネルギー庁に対する申し入れがあった再生可能エネルギー電気卸供給を利用する小売電気事業者について、所定の期間に必要な申請があった場合に、2月15日以降に支払期日を迎える最初の1か月分の再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金を最大9か月間にわたり延長し、当該期間内で均等に分割して支払うことを可能といたします。

なお、小売電気事業者から上記申し入れがあった場合には、要件に係る審査を実施するため、要件を満たしているかどうかにかかわらず、その支払期日を一律に2021年4月15日まで延長いたします。

## 2. 適用対象料金

2021年2月15日以降に支払期日を迎える最初の1か月分の再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金

## 3. 適用対象の事業者

以下の（1）から（3）の要件をすべて満たしている小売電気事業者

- （1）今般の卸電力市場価格の急激な高騰に伴い、市場連動型の電力料金メニューを提供している場合は、需要家に対し、支払い分割や猶予等の負担を軽減する措置を講じていることおよび新型コロナウイルス感染症の影響を受ける需要家の求めに応じて、支払猶予等の措置を講じており、その内容をホームページや料金明細書等で周知していること。
- （2）以下のいずれにも当てはまるものでないこと
  - ・ 本年1月を含まない直近2会計年度のいずれの収支においても赤字を計上していること
  - ・ 本年1月を含まない直近の収支において売上・営業利益・純利益額のいずれもが、前期および前々期に比して悪化していること
- （3）分割支払い措置が講じられている期間において、卸電力市場における売買取引以外の方法により一定の電力を調達する契約を締結していること

## 4. 特別措置のお申込み方法

2021年3月25日までに当社のネットワークサービスセンターまで所定の様式によりお申込みください（2021年2月15日までに特別措置の適用について資源エネルギー庁に申し入れを行った小売電気事業者に限ります）。お申込みをいただいた後、当社は資源エネルギー庁と協議のうえ審査を行い、審査結果を通知いたします。なお、本特別措置の適用が認められた小売電気事業者の名称については、当社から資源エネルギー庁に情報を提供し、資源エネルギー庁において公表することといたします。

小売電気事業者さまからのお問い合わせ先

北陸電力送配電株式会社 ネットワークサービスセンター 高圧託送契約課

メールアドレス nsc-kou01@nw.rikuden.co.jp

ナビダイヤル 0570-051081 ナビ（2番）

受付時間 9時～12時、13時～17時（土曜、日曜、祝日は除く）